

# 虐待防止に関する指針

社会福祉法人 環和会

就労継続支援A型事業所  
資源再生工場エコランド

## 環和会の『虐待防止に関する指針』

### (基本的考え方)

第1条 社会福祉法人環和会(以下「法人」という。)が運営する資源再生工場エコランド(以下「事業所」という。)は国が定める「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の定めに従い、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び虐待の早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを理解し、本方針を遵守して、利用者が事業所のサービス等を適切に利用できることを目的とする。

### (虐待の定義)

第2条 虐待とは、事業所の職員等から事業所を利用する利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

#### (1) 身体的虐待

利用者に暴力や体罰によって身体に外傷や痛みを生じさせる、若しくは生じる恐れのある行為を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

#### (2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為やその強要をすること。

#### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 放棄・放置(ネグレクト)

利用者に対する長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### (虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する事項)

第3条 事業所では、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。また虐待防止に関する責任者等を定め、必要な措置を講じる。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2) 身体拘束等の適正化については、一体的に開催する。

(3) 委員会の委員長は、施設長(管理者)とする。

(4) 委員会の委員は、施設長(管理者)、サービス管理責任者、事務長、生活支援員、職業指導員とする。

(5) 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、必要に応じて当法人の理事及び監事、苦情相談の第三者委員等を委員会に招聘し、助言等を得ることがある。

(6) 委員会の審議事項等

① 職員の意識を高める掲示物等に関すること

② 基本方針、行動規範等、職員への周知に関すること

③ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること

④ 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること

⑤ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること

⑥ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること

⑦ 虐待発見時の対応に関すること

⑧ その他人権侵害、虐待防止等に関すること

(虐待の防止に関する責務等)

第4条

- (1) 虐待防止に関する責任者は施設長（管理者）とし、担当者はサービス管理責任者とする。
- (2) 虐待防止に関する担当者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、担当者は虐待の早期発見に努める。  
なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報することとする。

(虐待の早期発見等への対応)

第5条

- (1) 虐待の早期発見  
虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。  
なお、虐待とは利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者等は、利用者、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める。
- (2) 虐待発見時の早期対応  
虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること。また市町村に通報することとする。  
さらに、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めるものとする。

(職員等が留意すべき事項)

第6条 職員は、利用者の人格を深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 意識の重要性
  - ① 障害の程度に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。
  - ② 職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
  - ③ 虐待に関する受止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。
- (2) 基本的な心構え
  - ① 利用者との人間関係が構築されていると、自分勝手に思い込まないこと。
  - ② 利用者が職員の言動に対して不快な意志表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
  - ③ 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、障害等からそれを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
  - ④ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動については、職員同士で注意を促すこと。
  - ⑤ 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、担当者は速やかに責任者に報告すること。
  - ⑥ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、事業所の良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、担当者及び責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

(権利擁護・障害者虐待防止等のための職員研修に関する事項)

第7条

- (1) 職員に対する権利擁護及び障害者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は、年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

(虐待またはその疑いが発生した場合の対応方法)

第8条

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に通報するとともに、その要因の除去に努める。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処することとする。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村、その他関係機関の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先することとする。

(虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項)

第9条

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 事業所内において虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、事業所内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。
- (3) 事業所内における障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 法人は必要に応じて、関係機関や関係者に説明を行なうものとする。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第10条

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行なう。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第11条

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者(施設長)に報告する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の第9条「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその結果と対応を報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第12条

本方針は利用者及び家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、当法人のホームページでも公表するものとする。

(その他虐待防止の推進のために必要な基本方針)

第13条

権利擁護・障害者虐待防止等のための職員研修のほか、鹿児島県社会福祉協議会その他関係機関等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護と虐待防止について常に研鑽に努めるものとする。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。